

報告第27号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：都市整備課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月3日報告

小松島市長 中山 俊 雄

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	20,575円
相手方	阿南市羽ノ浦町在住の女性
事故発生年月日	令和3年8月21日
事故発生場所	小松島市立江町字馬淵
事故の概要	

市道立江31号線を走行していた相手方車両が、道路上の陥没箇所を通過した際、損傷したものを。

令和3年9月21日 専決第7号

小松島市長 中山 俊雄